

# 介護保健施設サービス（入所）利用料一覧表

平成 29年 4月 1日 改定

	基本利用料（本人1割負担分）				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	695	740	801	853	904
多床室	768	816	877	928	981

（単位×10.45円）

居住費			
I 段階	II 段階	III 段階	IV 段階
490	490	1,310	1,640
0	370	370	900

食費	食材費 + 調理費相当分			
	I 段階	II 段階	III 段階	IV 段階
	300	390	650	2,000

※ 世帯全員が市町村民税非課税者の場合で特定入所者介護サービス費等の申請をして「介護保険負担限度額認定証」を交付された方は、I 段階～III 段階になります。

## 加算利用料（本人1割負担分）

費目	加算	単位	内容の説明
初期加算	30	1日	入所した日から起算して30日以内の期間加算
短期集中リハ加算	240	1日	多職種協働による短期・集中的なリハビリに加算（入所後3ヶ月間）
認知症短期集中リハ加算	240	1日	週3日迄で3ヶ月を限度に、認知症者へ日常機能改善の訓練を集中的且つ個別に行なった場合
認知症ケア加算	76	1日	日常生活に支障をきたすおそれ又は行動のある者のケアに加算
若年性認知症入所者受入加算	120	1日	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている場合に加算
外泊時加算	362	1日	外泊時、1ヶ月に6日間を限度とし、初日・最終日を除き加算
入所前後訪問指導加算	(I) 450	1回	入所前から自宅を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と診療方針の決定した場合に算定 (I)に加え、生活機能改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	(II) 480	1回	
退所前後訪問指導加算	460	1日	退所前後各1回迄、居宅を訪問し療養上の指導を行った場合に加算
退所時指導加算	400	1回	入所期間1ヶ月を超え退所する際、療養上の指導を行い文書を出した場合
退所時診療情報提供加算	500	1回	退所後の主治医に対し、診療情報提供した場合に加算
退所前連携加算	500	1回	居宅介護支援事業所に情報提供し、連携してサービスの調整を行った場合
訪問看護指示加算	300	1回	退所時、訪問看護ステーションに対し訪問看護指示書を交付した場合
訪問リハビリ加算	340	1日	退所後の円滑な訪問リハビリの提供を可能とする観点から、1ヶ月を限度に当該医師が計画書を作成し、訪問リハビリを提供した場合に加算
栄養マネジメント加算	14	1日	栄養状態を適切にアセスメントし多職種により栄養ケアマネジメントが行われた場合
経口移行加算	28	1日	経管栄養摂取から医師の指示に基づく栄養管理で経口摂取を進めた場合
経口維持加算	(I) 400	1月	著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる場合に加算 誤嚥が認められるものを対象に経口摂取を維持した場合加算
	(II) 100	1月	
口腔衛生管理体制加算	30	1月	歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っており、ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合
口腔衛生管理加算	110	1月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合（口腔衛生管理体制加算を算定している場合のみ）
療養食加算	18	1日	医師の指示箋に基づく療養食（糖尿病食・心臓病食等）を提供した場合
在宅復帰支援機能加算	27	1日	在宅へ退所した利用者家族と連絡調整、ケアマネへの情報提供等に加算
緊急時施設療養費	(治療管理) 511	1日	緊急時等やむをえない事情により施設内において療養をおこなう場合、3日を限度に算定 医療保険の診療報酬点数に10円を乗じた額を算定
	(特定治療) —	1回	
所定疾患施設療養費	305	1回	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹に罹った場合の治療管理として、1月に連続した7日を限度で加算
認知症専門ケア加算	(I) 3	1日	認知症介護に係わる専門的な研修を修了している職員をチームとして専門的な認知症ケアを実施 認知症介護に係わる専門的な研修を修了している職員をチームとして専門的な認知症ケアを実施。研修計画を作成し研修を行っている場合に加算
	(II) 4	1日	
認知症情報提供加算	350	1回	認知症患者医療センター等への紹介
ターミナルケア加算	(I) 160	1日	4日以上30日以内 2～3日 死亡日 医師等が共同して随時説明、同意が行われること、ターミナルケアに係わる計画が作成されている場合
	(II) 820	1日	
	(III) 1,650	1日	
夜勤職員配置加算	24	1日	入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えて配置した場合加算
サービス提供体制強化加算	(I)イ 18	1日	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上の場合加算 介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上の場合加算 看護・介護職員の総数のうち常勤が75%以上の場合加算 直接提供する職員の総数のうち勤続3年以上が30%以上
	(I)ロ 12	1日	
	(II) 6	1日	
	(III) 6	1日	
介護職員処遇改善加算	—	1月	(I)厚生労働大臣基準の全てに適合（所定単位×39/1000）

## その他の利用料・・・希望者のみ

（四捨五入による）

費目	金額	単位	内容の説明
日用品費	210	1日	歯ブラシ歯磨き、フェイスタオル、シャンプー等施設でご用意する特別な日用品費
教養娯楽費	70	1日	創作活動の資料・材料費（文科系・手工芸・運動系等）
行事費	実費	1回	小旅行・観劇等の行事に参加される際の費用
特別な室料 A	5,250	1日	一般棟個室Aの室料
特別な室料 B	2,625	1日	一般棟個室Bの室料
文書料	7,560	1枚	診療情報提供書、又はそれに準ずるもの 診断書・証明書・その他文書
	3,240	1枚	
理美容	カット 2,100	1回	シャンプー・ブロー込み シャンプー・ブロー込み 顔剃りまたはヘアセットのみを希望される場合
	パーマ/ヘアダイ 5,100	各1回	
	顔剃り/ヘアセット 1,100	1回	